

令和3年8月25日

市内中学校 保護者 各位

座間市教育委員会

緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の教育活動について

日頃から本市の教育活動に御理解、御協力くださいます、御礼申し上げます。

夏季休業も間もなく終わり、8月30日には始業式を迎えます。本県は、7月30日付けで、緊急事態措置区域となり、緊急事態措置を実施すべき期間を8月2日から8月31日までとすることとされました。しかしながら、緊急事態宣言後も感染者数が激増しており、この度、緊急事態措置を実施すべき期間が9月12日まで延長されることとなりました。感染爆発とも言える現在の状況は、従来の新型コロナウイルスに比べ感染力が非常に強いデルタ株が原因であるとされています。

このような状況を受けまして、市教育委員会では、教職員及び生徒一人ひとりが、強い危機感を共有し、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で教育活動を継続していきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。学校が、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っており、生徒の学びの保障や心身への影響等の観点を考慮し、2学期を通常登校により開始します。

今後の状況に応じて、適宜、判断を見直します。

なお、次のとおり御協力をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【留意事項】

- 教職員および生徒一人ひとりが、強い危機感を共有し、リスクある行動を回避することが必要であること、特に「デルタ株の感染力」や「人混みの危険性」等について指導してまいりますので、御理解、御協力をお願いします。
- 全国的に学習塾において複数の生徒が感染する事例が見られるほか、引き続き家庭内感染が生じているなど夏季休業期間中の活動を通じた感染が拡大しており、外からウイルスを持ち込まないようにするためには、御家庭の協力が不可欠です。御家庭でも、登校前の検温や健康チェックに御協力ください。2学期より、同居されている御家族についても健康状態を健康観察表等で確認させていただきますので、御協力ください。
- 夏季休業中に本人あるいは同居の御家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（登校が可能になった場合も含む）には、学校までお知らせくださるよう御協力をお願いいたします。
- 発熱等の風邪の症状がある場合には自宅で休養し、登校しないことの徹底をお願いします。また、同居の御家族に同様の症状がある場合にも、登校を見合わせていただきますようお願いいたします。（感染した場合や濃厚接触した場合と同様、欠席扱いではなく、出席停止扱いとします。）
- 本人がコロナワクチンを接種するため登校できない、コロナワクチン接種後の副反応による体調不良のために登校できない場合についても、出席停止扱いとします。
- 個人の基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）などの回避、マスクの適切な着用、手洗い、などが有効とされており、引き続き指導してまいりますので、御家庭でも御指導ください。
- 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。お子様のマスク着用について、御配慮くださるよう御協力をお願いいたします。
- 登下校時や帰宅後の外出時、（不要不急の外出は控えること）等における感染防止のためのマナー等について、引き続き、生徒に指導してまいりますので、御家庭でも御協力をお願いします。
- 引き続き、御心配な点がありましたら、学校に御相談ください。また、学校からはお便り、一斉メール、ホームページを使って、随時連絡してまいります。

座間市教育委員会 教育指導課 046-252-8732
学校教育課 046-252-8749